

各 位

株式会社 東北銀行

中小企業経営力強化支援法（※）に基づく「経営革新等支援機関」の認定取得および「経営力強化保証制度」の取扱開始について

株式会社東北銀行（取締役頭取 浅沼 新）では、平成 24 年 11 月 5 日、中小企業経営力強化支援法（※）に基づく「経営革新等支援機関」の認定を受けましたのでお知らせいたします。平成 24 年 8 月 30 日に施行された「中小企業経営力強化支援法」において中小企業の経営状況分析や事業計画の策定支援を行うための措置が講じられ「経営革新等支援機関認定制度」が整備されております。当行では「経営革新等支援機関」の認定を受け、従来以上にコンサルティング機能を発揮し、積極的なサポートを行ってまいります。

また、同法の施行により金融と経営支援の一体的取組を推進し、中小企業の経営力強化を図るため、信用保証協会の全国統一制度である「経営力強化保証制度」が創設されました。当行では認定取得に伴い、同制度の取扱いを開始し積極的に中小企業のお客様のサポートを行ってまいります。なお、同制度の内容については下記のとおりとなります。

（※）中小企業の海外における商品の需要の開拓の促進等のための中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律等の一部を改正する法律

## 記

**主な制度概要**

- (1) 制度名 経営力強化保証制度
- (2) 対象者 経営革新等支援機関の支援を受け、自ら事業計画の策定ならびに計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者
- (3) 対象資金 事業資金
- (4) 保証料率 通常の保証料率から最大年 0.2%割引

以上

**【本件に関するお問い合わせ先】**

経営企画部 佐々木

TEL019-651-6161（内線 3241）